

議案第 8 3 号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(職員のサービスの宣誓)	(職員のサービスの宣誓)

第2条 略

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の
サービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、
別段の定めをすることができる。

第2条 略

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。